

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省
国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成 29 年 10 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 (1) 作業種類 基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）
- (2) 作業期間 平成 29 年 11 月 13 日から平成 30 年 3 月 20 日まで
- (3) 作業地域 佐賀市、小城市並びに杵島郡江北町及び白石町
- 2 (1) 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- (2) 作業期間 平成 29 年 11 月 13 日から平成 30 年 3 月 20 日まで
- (3) 作業地域 佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、鹿島市、三養基郡みやき町及び東松浦郡玄海町